

知保発第402号

令和4年1月11日

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡辺正敏様

知多市長 宮島壽男

知多市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の課税限度額を別紙のとおり改定することについて、知多市国民健康保険運営協議会規則（昭和45年知多市規則第41号）第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

## 知多市国民健康保険税の課税限度額の改定について

## 1 改定の経緯

令和4年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることになり、令和4年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっている。本市は法令改正から1年遅れで改定してきたが、当年度に改定するもの。

## 2 改定の理由

令和3年度は法改正が無く、課税限度額の引き上げが据え置かれ、県内市町村の1村以外は法定限度額となっていること、及び国民健康保険運営協議会において当年度引き上げの検討を求められていることにより、高所得者層の限度額を増やし、中間所得者層の負担緩和を図るもの。

## 3 改定の内容

区 分	改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	650,000 円	630,000 円	20,000 円
後期高齢者支援金等課税額分	200,000 円	190,000 円	10,000 円
介護納付金課税額分	170,000 円	170,000 円	なし
計	1,020,000 円	990,000 円	30,000 円

## 4 課税限度額引き上げによる影響

区 分		改 定 後	改 定 前
限度額超過世帯数	基礎課税額分	91世帯	94世帯
	後期高齢者支援金等課税額分	173世帯	196世帯
影響額 (調定増加額)	基礎課税額分	1,861,900円	—
	後期高齢者支援金等課税額分	1,836,500円	—
	計	3,698,400円	—

注) 令和3年度課税データによる試算

## 5 施行期日

令和4年4月1日